

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園における教育に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる教育・保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 私立幼稚園又は認定こども園において受ける特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育 <u>0円</u></p> <p>(2) 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量（次号において「認定保育必要量」という。）が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である<u>教育・保育給付認定子ども</u>が受ける特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育若しくは特定利用地域型保育又は1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の利用に係る特定教育・保育（法第28条第1項第1号の規定により受けるもののうち、保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育（法第30条第1項第1号の規定により受けるものに限る。）若しくは特別利用地域型保育 <u>別表第1</u>に定める額</p> <p>(3) 認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である<u>教育・保育給付認定子ども</u>が受ける特定教育・保育（保育に</p>	<p>[同左]</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園における教育に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる教育・保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 私立幼稚園又は認定こども園において受ける特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育 <u>別表第1</u>に定める額</p> <p>(2) 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量（次号において「認定保育必要量」という。）が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である<u>支給認定子ども</u>が受ける特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育若しくは特定利用地域型保育又は1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の利用に係る特定教育・保育（法第28条第1項第1号の規定により受けるもののうち、保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育（法第30条第1項第1号の規定により受けるものに限る。）若しくは特別利用地域型保育 <u>別表第2</u>に定める額</p> <p>(3) 認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である<u>支給認定子ども</u>が受ける特定教育・保育（保育に限る。）、</p>

限る。)、特定地域型保育若しくは特定
利用地域型保育又は1月当たり平均20
0時間まで(1日当たり8時間までに限
る。)の利用に係る特定教育・保育(法
第28条第1項第1号の規定により受け
るものうち、保育に限る。)、特別利
用保育、特定地域型保育(法第30条第
1項第1号の規定により受けけるものに限
る。)若しくは特別利用地域型保育 別
表第2に定める額

(利用者負担額の徴収)

第4条

区長は、墨田区保育所条例(昭和36年
墨田区条例第4号)第1条の規定に基づき
設置した保育所、墨田区認定こども園条例
(平成28年墨田区条例第59号)第1条
の規定に基づき設置した認定こども園又は
法附則第6条第1項に規定する特定保育所
において特定教育・保育(保育に限る。)
又は特別利用保育を利用する保護者(特定
保育所における利用にあつては、保護者又
は扶養義務者。以下「保護者等」という。)
から、前条第2号又は第3号に掲げる利用
者負担額(以下「保育料」という。)を徴
収する。

(保育料の納付)

第5条 保護者等は、区長が指定した納期限
までに保育料を納付しなければならない。

特定地域型保育若しくは特定利用地域型
保育又は1月当たり平均200時間まで
(1日当たり8時間までに限る。)の利用
に係る特定教育・保育(法第28条第
1項第1号の規定により受けけるものう
ち、保育に限る。)、特別利用保育、特
定地域型保育(法第30条第1項第1号
の規定により受けけるものに限る。)若し
くは特別利用地域型保育 別表第3に定
める額

[同左]

第4条 区長は、墨田区認定こども園条例

(平成28年墨田区条例第59号)第1条
の規定に基づき設置した認定こども園にお
いて特定教育・保育(教育に限る。)を利
用する保護者から、前条第1号に掲げる利
用者負担額を徴収する。

2 区長は、墨田区保育所条例(昭和36年
墨田区条例第4号)第1条の規定に基づき
設置した保育所、前項の認定こども園又は
法附則第6条第1項に規定する特定保育所
において特定教育・保育(保育に限る。)
又は特別利用保育を利用する保護者(特定
保育所における利用にあつては、保護者又
は扶養義務者)から、前条第2号又は第3
号に掲げる利用者負担額を徴収する。

[同左]

第5条 前条第1項の保護者又は同条第2項
の保護者(特定保育所における利用にあつ
ては、保護者又は扶養義務者)(以下「保
護者等」という。)は、区長が指定した納
期限までに同条各項に規定する利用者負担
額(以下「保育料」という。)を納付しな

別表第1 [別紙のとおり]	別表第1 [別紙のとおり]
別表第2 [別紙のとおり]	別表第2 [別紙のとおり]
	別表第3 [別紙のとおり]

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条、別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額から適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正)

- 3 墨田区特別保育の利用に関する条例（平成15年墨田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「別表第2」を「別表第1」に改める。

※ 付則第3項による改正（墨田区特別保育の利用に関する条例（平成15年墨田区条例第35号））の一部改正

改 正 案	現 行
別表第1 [略] 備考 1 [略] 2 この表における階層区分は、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号）別表第1に規定する階層区分の例による。 3～5 [略]	別表第1 [略] 備考 1 [略] 2 この表における階層区分は、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号）別表第2に規定する階層区分の例による。 3～5 [略]